

国営かんがい排水事業（公共）

【105, 333(116, 327) 百万円】
(平成26年度補正予算 5, 404 百万円)

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

<背景／課題>

- ・戦後整備された農業水利施設については、急速に老朽化が進行しており、耐用年数を超過した施設の増加に伴って、突発事故の件数も増加しています。
- ・基幹的な水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであり、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものです。
- ・また、それぞれの農業者が創意工夫しながら、営農を継続・発展させていくためには、畑地かんがい用水を含め、安定的な用水供給が必要です。

政策目標

- 国営造成施設の機能診断済み割合 約6割(平成22年度)→約9割(平成28年度)
- 機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主要内容>（下線部が拡充内容）

○ 農業水利施設の整備・更新

かんがい排水事業は、受益面積の規模に応じて水利施設体系を区分し、国、都道府県、市町村、土地改良区等が分担して事業を行っています。

このうち、国営かんがい排水事業は、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行っています。

具体的には、安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策としてダム、頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行います。

（採択要件）

- ① 受益面積 3,000ha以上（畑にあっては1,000ha以上）
- ② 末端支配面積 500ha以上（畑にあっては100ha以上）

なお、新たな水資源開発が困難な水田地域において、水需要の変化に対応するため、末端支配面積100ha以上500ha未満の調整施設を設置することが必要な場合にあつては、通常の農業水利施設と、当該調整施設までの農業水利施設を一体的に整備できるものとします。

国庫負担率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75％、沖縄・奄美 90％
ただし、末端支配面積500ha未満の調整施設までの工事に係る
国庫負担率は以下のとおり。
都府県・北海道・離島 50％、沖縄 80％、奄美 65％

事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 (03-6744-2206)]

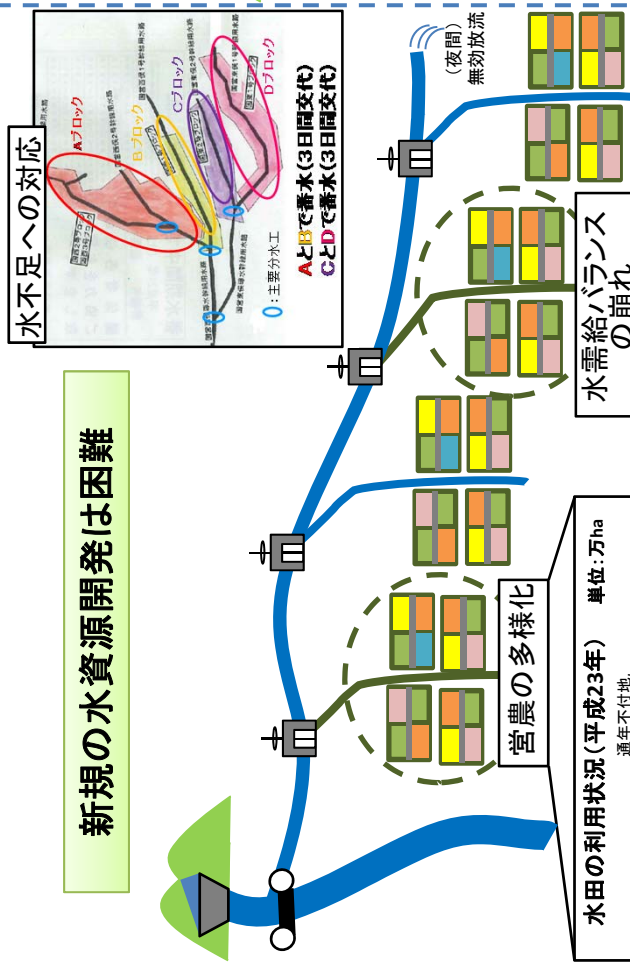
国営かんがい排水事業（拡充）

～担い手による多様な水需要に弾力的に対応するための調整施設の追加～

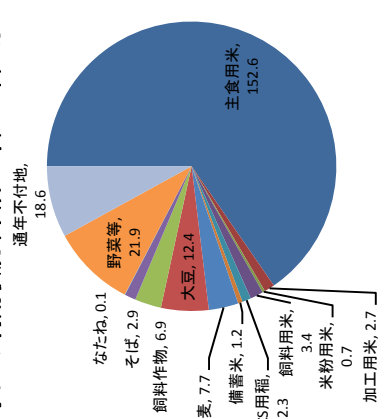
課題

- 農地集積の加速化による営農の変化や、担い手の経営判断による作付作物の多様化に伴い、水需要が大きく変化
- 一方、新たな水資源開発は困難であり、多様な水需要の変化に対応できない状況

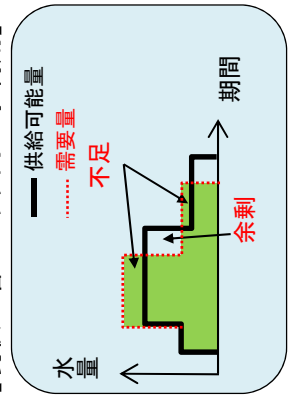
新規の水資源開発は困難



水田の利用状況（平成23年） 単位: 万ha

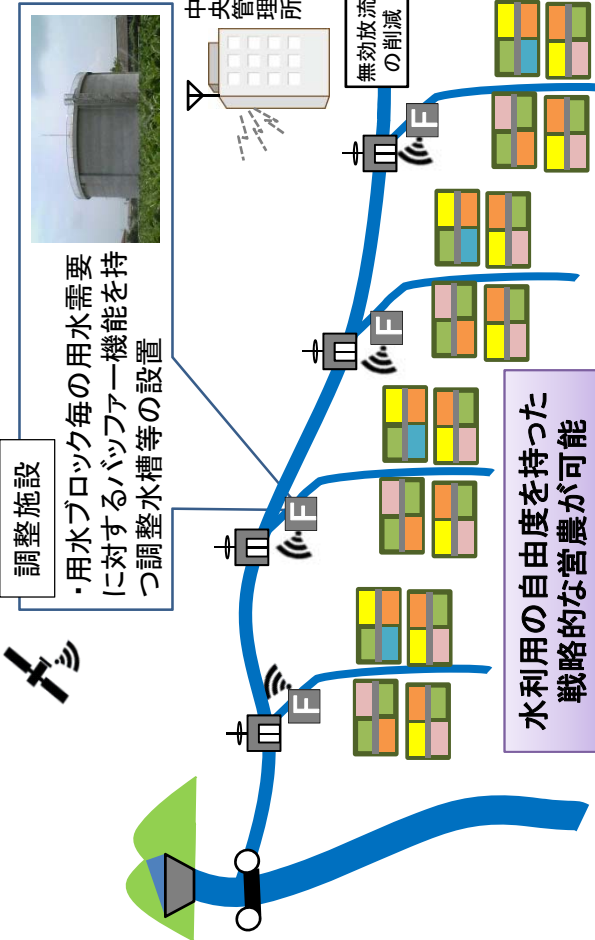


【現状の各ブロック内の水利用】



対応

- 用水ブロック毎に、調整施設を設置し、変化する水需要に対応するとともに、無効放流の削減による水の有効利用を推進
- 利用可能な農業用水を最大限活用し、担い手が水利の自由度をもって戦略的な営農を展開



拡充内容

新たな水資源開発が困難な地域において、水需要の変化に対応するため、末端支配面積100ha以上500ha未満の調整施設までの農業水利施設を事業対象に追加

＜国庫負担率＞

末端支配面積500ha未満の調整施設までの工事に係る部分
都府県・北海道・離島50%、沖縄80%、奄美65%

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）（公共）[新規] 【国営かんがい排水事業 105, 333（116, 327）百万円の内数】

対策のポイント

農業水利システムの再編を行い、担い手の水管理の省力化を推進するとともに、経営の自由度を確保できる需要主導型（担い手主導型）のシステムへの転換を図ります。

<背景／課題>

- ・ 基幹的な水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであり、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものです。
- ・ 一方、農業の競争力を強化し成長産業として発展させていくためには、生産コストの低減、農地の有効活用、生産の多様化等を図り、消費者ニーズに的確に対応できる優れた経営感覚を備えた担い手の経営規模拡大を図ることが重要です。
- ・ このため、担い手が安心して経営規模の拡大にチャレンジできるよう、水管理の省力化を推進するとともに、経営の自由度を確保できる需要主導型（担い手主導型）の農業水利システムへの転換を図る必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 国営造成施設の機能診断済み割合 約6割（平成22年度）→約9割（平成28年度）
- 機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主な内容>

1. 水利システム再編計画策定調査

担い手への農地集積の促進へ向けた取組、農地集積に伴う水利用の変化への対応及び持続的な水管理体制の構築など地域の農業水利の将来像をとりまとめた「水利システム再編計画」の策定を行う水利システム再編計画策定調査を実施。

2. 整備事業

以下の要件を満たす地区において、基幹的な農業水利施設の整備と、これに併せて行う支線水路のパイプライン化、調整施設の設置、水管理のICT化等を実施。

【採択要件】

- ① 受益面積・末端支配面積：500ha以上
- ② 国営土地改良事業により形成された農業水利システムが現存すること
- ③ 担い手への農地集積率：50%以上 等
(中心経営体への農地集積率に応じて関連事業で促進費を交付)

(関連事業)

水利施設整備事業（農地集積促進型）のうち中心経営体農地集積促進事業

- (1) 事業内容：中心経営体への農地集積率に応じて促進費（最大10.4%）を交付
- (2) 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区

〔国庫負担率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%〕
事業実施主体：国
〔お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-6744-2206）〕

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手の経営規模拡大を図ることが重要。
 ○しかし、既存の水利システムは、作業集中による水管理作業の負担増大、営農形態変化による水管理作業の複雑化等、経営規模拡大の制約要因となっている状況。
 ○このため、担い手の水管理の省力化を進めるとともに、経営の自由度を確保できる需要主導型の農業水利システムへの転換を推進。

1. 事業内容

- (1)地区全体の「水利システム再編計画」の策定
 (2)農業水利システムの整備

具体的には、

- ① 地域内の水需要の増減に応じた基幹水路の再整備
 ② 水利用の効率化のためのパイプライン化
 ③ 水需給の効率性を確保するための調整施設の設置

- ④ 担い手の経営農地への多様な配水調整を可能とする水管理制御システムの新設
 ⑤ 担い手と土地改良区の需給調整や担い手の水管理の省力化を可能とするICTの導入 等



2. 事業要件

- ・受益面積・末端支配面積：500ha以上
- ・国営土地改良事業により形成された農業水利システムが現存すること
- ・担い手への農地集積率：50%以上 等

関連事業

水利施設整備事業（農地集積促進型）のうち
 中心経営体農地集積促進事業

- (1) 事業内容
 中心経営体への農地集積率に応じて促進費（最大10.4%）を交付
- (2) 事業実施主体
 都道府県、市町村、土地改良区

3. 事業実施主体

国

国営地域防災対策一体型かんがい排水事業（公共）[新規] 【国営かんがい排水事業105,333(116,327)百万円の内数】

対策のポイント

農業水利施設の整備に当たり、流域開発等の他動的要因により機能低下が著しい農業用の排水施設の機能を一体的に回復することにより、農業生産性の維持・向上と地域の防災・減災力の向上を一体的に推進します。

<背景／課題>

- ・農業水利施設は、農業生産に不可欠な基本インフラであり、公益的な機能を有していることから、**適時適切な更新等の整備**を行っていく必要があります。
- ・近年、気候変動に伴う集中豪雨等の異常気象の増加から、農村地域においても湛水被害等の自然災害の増加が懸念されており、**都市化・混住化が進む農村地域では、農地のみならず家屋・公共施設等の浸水被害も懸念される**など、地域の防災対策が求められています。
- ・農業用の排水機場や排水路等の排水施設は、**地域排水による防災としての役割も担う**ことから、このような**公益的な機能の最大限の活用**を図っていく必要があります。

政策目標

- 国営造成施設の機能診断済み割合 約6割(平成22年度)→約9割(平成28年度)
- 機能診断に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主な内容>

農業水利施設の整備に当たり、流域開発等の他動的要因により機能低下が著しい農業用の排水施設の機能を一体的に回復することにより、農業生産性の維持・向上と地域の防災・減災力の向上を一体的に推進します。

<採択要件>

- ①受益面積 3,000ha以上（畑にあっては1,000ha以上）
- ②末端支配面積 500ha以上（畑にあっては100ha以上）
（流域開発、地盤沈下等の他動的要因により、機能がおおむね30%以上低下している農業用の排水施設及び当該施設に関連する施設については、末端支配面積300ha以上）
- ③排水施設を対象に同施設を活用した豪雨前の事前排水や施設情報の地域における共有化等を内容とする地域防災連携強化計画を策定すること。

〔 国庫負担率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%
事業実施主体：国 〕

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 （03-3502-6244）]

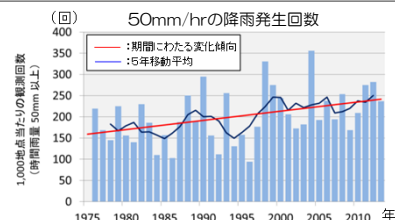
国営地域防災対策一体型かんがい排水事業[新規]

背景

- 農業水利施設は、農業生産に不可欠な基本インフラであり、公益的な機能を有していることから、適時適切な更新等の整備を行っていく必要があります。
- 近年、気候変動に伴う集中豪雨等の異常気象の増加から、農村地域においても湛水被害等の自然災害の増加が懸念されており、都市化・混住化が進む農村地域では、農地のみならず家屋・公共施設等の浸水被害も懸念されるなど、地域の防災対策が求められています。
- 農業用の排水機場や排水路等の排水施設は、地域排水による防災としての役割も担うことから、このような公益的な機能の最大限の活用を図っていく必要があります。

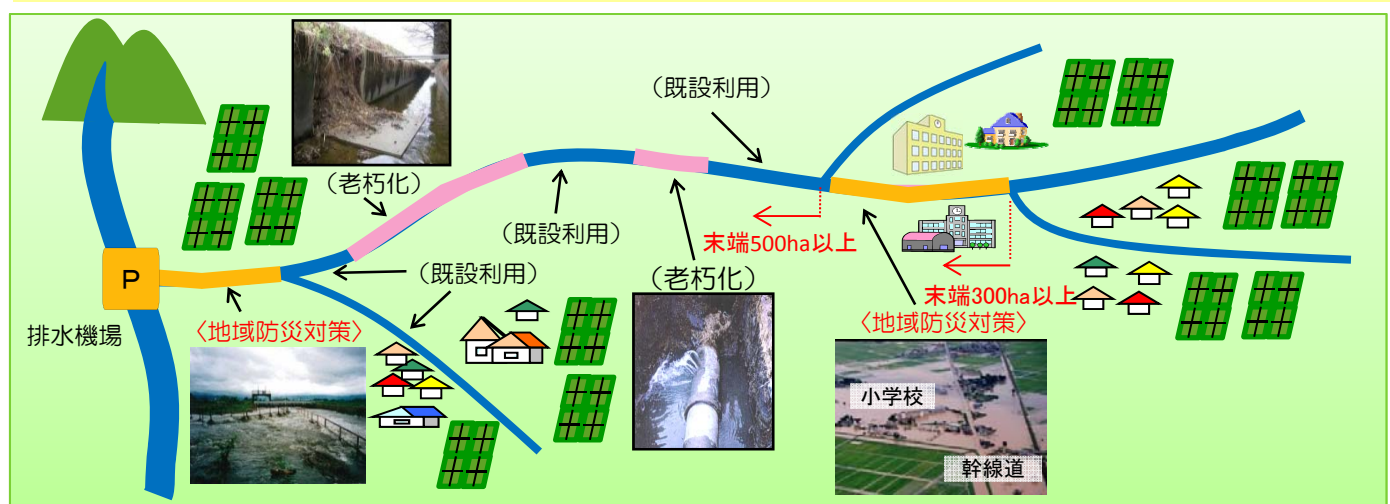
気候変動に伴う集中豪雨等の異常気象が増加し、時間雨量50mm以上の発生頻度は増加傾向。

これにより、都市化・混住化が進む農村部では、農地のみならず宅地・公共施設の湛水・浸水被害も懸念。



事業内容

農業水利施設の整備に当たり、流域開発等の他動的要因により機能低下が著しい農業用の排水施設の機能を一体的に回復することにより、農業生産性の維持・向上と地域の防災・減災力の向上を一体的に推進。



老朽化・機能向上対策と地域防災対策を一体的に実施

老朽化・機能向上対策

- 内容
 - ・ 農業用排水施設の新設又は変更（老朽化対策や機能向上対策等）

（国営かんがい排水事業
国営施設機能保全事業
国営施設応急対策事業
に同じ）

○ 末端支配面積：500ha以上



地域防災対策

- 内容
 - ・ 流域開発、地盤沈下等の他動的要因により、機能がおおむね30%以上低下している農業用の排水施設及び当該施設に関連する施設（国営総合農地防災事業に同じ）
 - ・ 排水施設を対象に同施設を活用した豪雨前の事前排水や施設情報の地域における共有化等を内容とする地域防災連携強化計画を策定

○ 末端支配面積：300ha以上



国営施設応急対策事業（公共）

【国営かんがい排水事業 105,333（116,327）百万円の内数】
（平成26年度補正予算 5,404百万円の内数）

対策のポイント

国が造成した基幹的水利施設を対象に、不測の事態への対策を強化するとともに、当該地区内の施設の長寿命化対策を一体的に実施します。

<背景／課題>

- ・基幹的水利施設は、その多くが戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから老朽化が急速に進行しており、突発事故の発生件数も増加傾向にあります。
- ・また、国土強靱化基本法の制定、インフラ長寿命化基本計画の策定等により、インフラの防災・減災対策や老朽化対策を強化する必要性が一層高まっている中、これら課題への対応を強化していく必要があります。
- ・しかしながら、老朽化の進行や突発事故等に対して適時適切な保全対策が十分になされておらず、農業生産のみならず第三者の生命・財産への被害に対するリスクが増大している施設も存在します。
- ・こうした状況の中、リスクに的確に対応しつつ徹底した長寿命化によるライフサイクルコストの低減を一層推進するため、重要度が高く緊急的な対応が必要な施設における取組を強化するとともに、当該地区内の施設の長寿命化対策を一体的に実施するなど、さらなる機動的な取組を推進します。

政策目標

- 国営造成施設の機能診断済み施設の割合 約6割（平成22年度）→約9割（平成28年度）
- 機能診断に基づく適時・適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主要内容>（下線部が拡充内容）

国が造成した基幹的水利施設を対象に以下を実施。

- ①突発事故等不測の事態に対し、二次被害の防止等の対策を実施
- ②事故要因の原因究明、施設全体のリスク把握調査、耐震性の点検・調査、機能保全計画等作成済み施設の補足調査及び長寿命化計画のとりまとめ、対策事業の計画策定
- ③原因究明等調査の結果に基づき、施設の機能の保全を行うための整備を実施

<採択要件>

受益面積・末端支配面積：500ha以上（畑にあっては100ha以上*）

（重要度・緊急性の高い施設にあっては末端支配面積100ha以上）

※畑の受益面積要件は一定基準を満たすものについて100ha以上。

当該基準に軟弱地盤等の条件を追加。

（ 国庫負担率：②10／10
①、③（基本）農林水産省2／3、
北海道・離島75%、
沖縄・奄美90%
事業実施主体：国 ）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-6744-1363）]

国営施設応急対策事業[拡充]

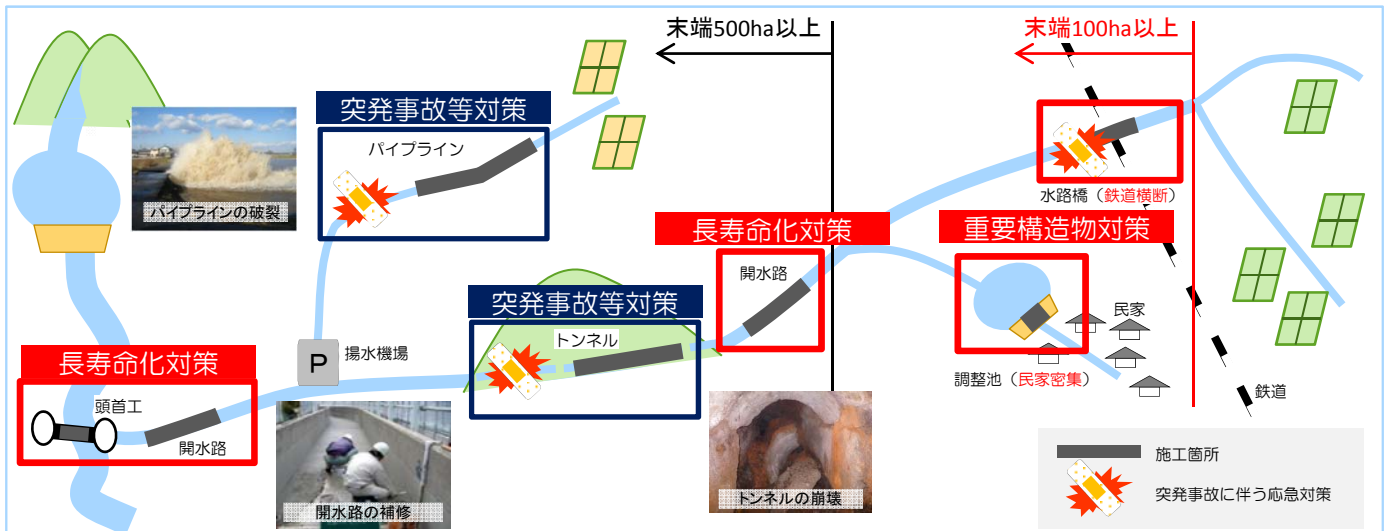
背景

- 国土強靱化基本法の制定、インフラ長寿命化基本計画の策定等により、インフラの防災・減災対策や老朽化対策を強化する必要性が一層高まっている中、食料の安定供給を支える農業水利施設においても、これら課題への対応を強化していく必要。
- しかしながら、適時適切な保全対策が十分なされておらず、第三者被害に対するリスクが増大している施設も存在。

リスクに的確に対応しつつ徹底した長寿命化によるライフサイクルコストの低減を一層推進

事業内容

重要度・緊急性の高い国営造成施設について、事業対象範囲を拡大しリスク対応を強化するとともに、地区内の国営造成施設の長寿命化対策を一体的に実施。



現行

突発事故等対策

- ① 応急対策
- ② 対策事業
(同様の事故リスクがある施設の対策も含む)

拡充

長寿命化対策

- ・ 一体的に行う長寿命化対策
(予防保全対策)

重要構造物対策

- ・ 重要度・緊急性の高い施設の保全対策

【内容】

- ① 応急対策（突発事故等対応）
突発事故等不測の事態に対し、二次被害の防止等の対策を最小限の範囲で実施
- ② 原因究明等調査
事故要因の原因究明、施設全体のリスク把握調査、耐震性の点検・調査、機能保全計画等作成済み施設の補足調査及び長寿命化計画のとりまとめ、対策事業の計画策定
- ③ 対策事業
原因究明等調査の結果に基づき、施設の機能の保全を行うための整備（長寿命化対策含む）を実施

【受益面積・末端支配面積】

500ha以上（畑は100ha以上※1）

第三者被害の懸念があるなど重要度・緊急性の高い国営造成施設は、末端支配面積100ha以上※2

※1 畑の受益面積要件は一定基準を満たすものについて100ha以上。当該基準に軟弱地盤等の条件を追加。
(国営かんがい排水事業、国営施設機能保全事業も同様に拡充)

※2 国営かんがい排水事業も同様に拡充

下線部は平成27年度拡充内容

国営農地再編整備事業（公共）

【22,937（16,920）百万円】

（平成26年度補正予算 272百万円）

対策のポイント

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や高収益作物の導入等を推進することが重要です。
- ・一方、農地の整備が立ち遅れている地域では、ほ場条件の悪さから農地集積が円滑に進まず、高齢農家の離農等により耕作放棄が広域的に進行するおそれがあります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）

<主な内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・基幹事業：区画整理
- ・併せ行う事業：農業用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、暗きょ排水、客土、農用地の改良又は保全（採択要件）
- ・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合（10%）以上
- ・目標年度までに以下の①又は②の農地集積条件を満たすこと
 - ①農地集積率50%以上かつ集積増加率30%以上
 - ②農地集積率80%以上かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上
- ・受益面積が400ha以上（但し、基幹事業200ha以上）等

2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）

- ・基幹事業：区画整理、開畑（水田転換を含む）、ため池等整備、農地保全整備
- ・併せ行う事業：農業用排水施設整備（採択要件）
- ・中山間地域等であること
- ・基幹事業の受益面積が400ha以上（但し、区画整理及び開畑で2／3以上）等

〔国庫負担率：内地2／3、北海道75%〕
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2207）]

国営総合農地防災事業（公共）

【22,392（16,101）百万円】
（平成26年度補正予算 1,847百万円）

対策のポイント

自然的・社会的な状況の変化に起因した農用地・農業用施設の機能低下や災害発生のおそれに対処するために、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、大規模な地震や集中豪雨が頻発しており、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・また、農村の都市化・混住化や流域開発による農用地への湛水被害の増大、生活雑排水の流入による農業用水の水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下等が発生しています。
- ・これらを踏まえ、機能低下した農業用排水施設の機能回復や耐震対策等の防災対策を強化して推進する必要があります。

政策目標

湛水被害等の災害のおそれの解消 約10万ha以上（平成28年度）

<主な内容>

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害などに対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

（採択要件）

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 受益面積（基本） | 3,000ha以上 |
| ② 末端支配面積（基本） | 300ha以上 |

〔国庫負担率：農林水産省2／3、北海道75％〕
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

農業競争力強化基盤整備事業（公共）

【34,074（32,417）百万円】
（平成26年度補正予算 3,210百万円）

対策のポイント

農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・このため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地や農業水利施設の整備を、農地中間管理機構とも連携しつつ実施します。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）

<主な内容>（下線部は平成26年度補正予算以降の拡充内容）

国営事業等によって形成された大規模農業地区、担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、または農業の高付加価値化等に取り組む地区を対象として、以下の農地・農業水利施設の整備を実施します。

1. 農地整備

- ・担い手への農地集積率50%以上等を要件として、区画整理、暗渠排水等の整備を支援
- ・受益面積：20ha以上（中山間地域は10ha以上）
- ・農業経営高度化促進事業（促進費）
都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付

2. 草地畜産基盤整備

- ・再編整備事業
草地造成整備と併せて、施設用地造成整備により、老朽化した農業用施設を撤去し、跡地に畜舎等の利用施設を整備できるよう支援。
- ・草地整備利用促進事業
2戸以上の事業参加者が行う区画拡大、暗渠排水等の整備を支援（総事業費：200万円以上）

3. 水利施設整備

（補助率：50%等
事業実施主体：都道府県等）

お問い合わせ先
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
2の事業 生産局畜産振興課 (03-6744-2399)
3の事業 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農業競争力強化基盤整備事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①調査計画

工 種：計画策定 等
(農地整備計画の助成期間：2年)
補 助 率：50%

②整備事業

工 種：農地整備事業
水利施設整備事業
草地畜産基盤整備事業
附帯事業：中心経営体農地集積促進事業
(限度額：事業費の12.5%)
等
補 助 率：50%等

再編整備事業

- ・ 草地造成整備と併せて、老朽化した農業用施設を撤去し、跡地に畜舎等の利用施設を整備できるよう支援。
- ### 草地整備利用促進事業
- ・ 地域の実情に応じた草地として利用する農地の条件整備（区画拡大、排水改良、除礫等）を推進。

- ・ 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・ 対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・ 助成割合

中心経営体 集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	2.2%	+1.0%(計3.2%)
75～85%	7.5%	+3.0%(計10.5%)	1.9%	+0.8%(計2.7%)
65～75%	6.5%	+2.0%(計8.5%)	1.7%	+0.5%(計2.2%)
55～65%	5.5%	+1.0%(計6.5%)	1.4%	+0.3%(計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合



2. 実施要件

- ① 農地整備：受益面積20ha以上(中山間地域においては10ha以上)
農地集積率50%以上
- ② 水利施設整備：受益面積200ha以上
- ③ 草地畜産基盤整備：受益面積200ha以上 等

3. 実施主体

- ・ 都道府県 等

農業基盤整備促進事業（公共）

【22,520（22,000）百万円】

（平成26年度補正予算 940百万円）

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて実施します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進することが必要です。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）

<主な内容>（下線部は拡充内容）

1. きめ細かな基盤整備（定率助成）

農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施

- （1）農地、農業水利施設、農作業道等の整備
- （2）権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整

2. 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置といった簡易な整備を実施

- （1）農地（田・畑）の簡易な区画拡大：10万円/10a（水路の管水路化等を伴う場合、20万円/10a）
- （2）標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a
- （3）湧水処理：15万円/100m
- （4）末端の畑地かんがい施設整備：20万円/10a（樹園地の場合30万円/10a）
- （5）客土：10万円/10a（層厚10cm以上）
- （6）除礫：20万円/10a（深度30cm以上）

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

（補助率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農業基盤整備促進事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、きめ細かな農地・農業水利施設の整備を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備〔農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全〕
- ・調査調整〔権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整〕
- ・補助率：50％等



②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

工種	助成単価	備考
田・畑の区画拡大	10万円/10a (20万円/10a)	()は水路の変更(管水路化等)を伴う場合
暗渠排水	15万円/10a	
湧水処理	15万円/100m	
末端の畑地かんがい施設整備	20万円/10a (30万円/10a)	()は樹園地の場合
客土	10万円/10a	層厚10cm以上
除礫	20万円/10a	深度30cm以上

※ 中心経営体に一定規模以上集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価を2割加算



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

2. 実施要件

- ① 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上

3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構等

下線部は拡充内容